

## 令和2年度「デジタルタコグラフ普及事業」実施要領

公益社団法人 宮城県バス協会

### (事業目的)

第1条 デジタルタコグラフの導入による記録・解析処理等で、適正な運転指導や実績評価により運転技術、安全意識、サービスの改善及び向上を図るため、導入費の支援により円滑な事業推進に寄与することを目的とする。

### (助成対象機器及び助成額)

第2条 助成の対象機器及び助成額は、次のとおりとする。

デジタル式運行記録計（ドライブレコーダー機能を有する一体型を含む）

いずれも国土交通大臣が認定した機種が原則で、宮城県バス協会が適当であると認めた機器とする。

2 助成額は、次のとおりとする。

デジタルタコグラフ車載器を導入する車両 1両当たり 50,000円を限度  
1事業者当たりの助成額は500,000円を限度とする。

3 対象機器の導入に際し、国並びに地方公共団体等から宮城県バス協会と同趣旨の補助を受ける場合は、助成対象としない。

4 申請額が予算額を上回った場合は予算額の範囲内で調整し、決定することとする。

5 助成対象は、1車両につき対象機器1台のみとする。

6 対象機器の導入期限は令和2年4月8日から令和3年2月末日までとする。

なお、令和3年2月末日までにその支払いが完了したものでなければならない。

### (交付申請)

第3条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1のデジタルタコグラフ普及事業」助成金交付申請書（以下「助成申請書」という。）と様式1-2の明細を、令和2年9月末日までに、宮城県バス協会に提出しなければならない。

### (助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出)

第4条 事業者は、対象機器の装着完了後、助成金の交付を受けようとする場合は、様式2・様式2-1により「デジタルタコグラフ普及事業」完了報告及び助成金交付請求書（以下「交付請求書」という。）を提出しなければならない。

### (助成金交付)

第5条 宮城県バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、これを審査し、適切と認められるときは、事業者に助成金を交付する。

### (機器の処分制限)

第6条 事業者は、助成金交付の対象機器が導入の日から起算して5年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式3により財産処分承認申請書を宮城県バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

### 附則

この要領は令和2年4月8日から適用する。

様式1

年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会

会長 青 沼 正 喜 殿

事業者名

代表者名

㊞

デジタルタコグラフ普及事業助成金交付申請書

デジタルタコグラフ普及事業実施要領第3条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1. 助成申請台数及び助成申請額

助成申請等 機器別	助成申請台数	助成単価	申請金額
デジタルタコグラフ車載器	台	50,000円	円
助成金申請合計額			円

2. 添付書類

- ① 様式1-2 導入機器別取付け車両明細
- ② 見積書並びに導入機器カタログ

導入機器別取付け車両明細

No	装着予定車両の 登録番号	機器メーカー名	機器型番	デジタルタコグラフ		装着予定 年 月
				単体	併用器	
例	宮城200あ1234	デンソー	ABC-123		○	R2.10
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
計						

※計には装着車両数・導入機器別の数量を記入のこと。

様式2

年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会

会 長 青 沼 正 喜 殿

事業者名

代表者名

印

デジタルタコグラフ普及事業完了報告及び助成金交付請求書

デジタルタコグラフ普及事業」が完了したので、標記事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

記

1. 助成申請台数及び助成金請求額

助成台数等 機器別	助成台数	助成単価	助成金請求額
デジタルタコグラフ車載器	台	円	円

2. 助成金振込先

金 融 機 関	※1	銀 行	支 店
		信用金庫	
		他( )	
	預 金 種 別	普通預金	当座預金
	口 座 番 号		
口 座 名 義			

※1の欄は、金融機関名を記入の上、銀行、信用金庫、その他のいずれかに○を記入。  
預金種別については、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んでください。

3. 添付書類

- ① 様式2-1 導入機器装着報告書
- ② 領収書写し又は、振込書写し

導入機器装着報告書

No	装着車両の 登録番号	機器メーカー名	機器型番	デジタルタコグラフ		装着完了 年月日
				単体	併用器	
例	宮城200あ1234	デンソー	ABC-123		○	R2.10.5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
計						

※計には装着車両数・装着機器別の数量を記入のこと。